

災害救助法、被災者生活再建支援法の検討

○ 東北福祉大学大学院 博士課程 渡辺 圭 (8022)

キーワード：災害救助法、被災者生活再建支援法、災害福祉

1. 研究目的

本報告では、発災後において被災者の生活再建に大きく関わる「災害救助法」、「被災者生活再建支援法」について、東日本大震災での適応状況について実相を踏まえた形で概観し、その問題点について考察を行うことである。

2. 研究の視点および方法

我が国は、歴史的にみると過去より数多くの自然災害に見舞われており、その経験から災害対応に関しての各種法制度を体系的に整備してきている。そして、災害への対応はこの法制度に基づいた公的な支援による対応が大部分を占めており、その代替・補充の機能として、被災地内の自助努力、ボランティアセクターによる取り組みが行われていると考えることができる。また、災害による被害は、その直接的にもたらされる被害だけではなく、事後対応の如何によって付与される被害統計上には上らない被害も存在する。

そのため、災害支援について論じるためには、現行の災害対応法制度に基づきどのような対応がなされ、そこにはどのような課題が生じているのかを踏まえたうえでの議論が必須条件となると考えられる。

そこで、本報告では、発災後の被災者の生活再建に大きく関わりを持つ、「災害救助法」並びに「被災者生活再建支援法」について、東日本大震災における適用状況について実相を踏まえたうえでの検討を行うこととする。

3. 倫理的配慮

日本社会福祉学会研究倫理指針に従い、引用・参考文献等を明記するなどの倫理的配慮を行った。

4. 研究結果

「災害救助法」は、その目的からもわかるように、一定規模以上の被害が生じた場合の、発災初期における応急的な対応として、衣・食・住に関する現物支給的な生活保障が行われるものである。そのため、長期的な避難生活には対応できないという問題を抱えている。この災害救助法について、東日本大震災では、岩手県、宮城県、福島県の全市町村に適用されており、他、青森県(1市1町)、茨城県(28市7町2村)、栃木県(15市町)、千葉県(6市1区1町)、東京都(47区市町)、新潟県(2市1町)、長野県(1村)に適用されている。

一方で、「被災者生活再建支援法」の目的は、「自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給するための措置を定めることにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資すること」であり、「被災により生活基盤に著しい被害を受け、経済的理由で生活再建が困難な者に対して給付を行うこと」としているが、生活再建支援と冠してはいるものの、現金給付のため、災害救助法と同様に一時的な対応としての性格が強いのではないかと考えられる。この被災者生活再建支援法は、岩手県、福島県、青森県、宮城県、茨城県、千葉県、栃木県の全域、埼玉県(3市)、東京都(1区)、新潟県(1市1町)、長野県(1村)に適用されている。

この発災により適用される、「災害救助法」、「被災者生活再建支援法」について、両法制度とも発災後の応急的な公的扶助としての性格が強く、さらに両制度の間には制度の狭間が生じている。

(※当日は、各制度の適用状況についてより詳細な資料を配布する予定である。)

5. 考察

災害による被害は、平等には訪れず、被災前の個々人の社会的条件に大きく影響を受けるため、特に平常時より社会福祉サービスの対象となっている、なりうる人に対しては、より大きな被害をもたらす。それは、災害が発生したことにより生じる問題と、「災害」によって顕在化される個人、家族、地域が従来より抱える問題という、問題の二重構造によるものである。また、この災害によってもたらされる問題は、時間経過、公私による支援の状況、残された資源量等に影響を受けるといった性質を持っている。

そのため、災害への対応・支援を考える場合には、発災により生じる問題、事後対応の如何によって生じる問題だけではなく、災害が起こることにより顕在化する問題への予防的な視点が求められるのではないだろうか。災害を契機として生じる諸問題に対して、平常時からの連続性を持つような、危機管理の視点をどのように設定するのか検討する必要があると考えられる。

引用・参考文献

災害救助実務研究会(2011)「災害救助の運用と実務」第一法規。

厚生労働省社会・援護局総務課災害救助・救援対策室(2010)「災害救助事務取扱要項」(http://homepage3.nifty.com/n-kaz/iinkai/h20_toriatukai.pdf.2013.5.10)

厚生労働省(2011)「平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震にかかる災害救助法の適用について」(<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000014j2y.html>.2013.5.10)

甲斐道太郎編(2000)『大震災と法』同文館。

災害対策制度研究会編(2002)『新 日本の災害対策』ぎょうせい。